

匠瑳市個人情報保護審査会 会議録

日 時	平成31年2月19日(火) 午後1時20分～午後2時40分
場 所	匠瑳市役所議会棟第2委員会室
出席者	委 員：椎名 勤委員、加瀬 貞明委員、熱田 康雄委員 市 : 太田安規市長 (事務局) 宇井和夫総務課長、菊間和彦総務課副主幹、 小山田晃大総務課主任主事
市長 あいさつ	<p>本日は、お忙しい中、個人情報保護審査会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。椎名会長をはじめ委員の皆様には、日ごろから本市の行政運営に、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。</p> <p>さて、本市におきましては、市民の権利・利益を保護するため、「匠瑳市個人情報保護条例」を制定し、行政文書等の適正な管理に努めているところであります。</p> <p>本日は、個人情報の保護に関する法律等が改正されましたことから、市の条例を改正いたしたく、ご審議をお願いするものでございます。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見、ご提言を頂戴いたしたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。</p>

議 事	<p>議題</p> <p>(1) 匠瑳市個人情報保護条例の改正について (2) 匠瑳市個人情報保護審査会への諮問項目の類型について</p> <p>結果</p> <p>① 事務局原案のとおり、決定した。 ② 事務局原案のとおり、諮問項目の類型化について、収集禁止の例外の類型、目的外利用又は外部提供の例外の類型について新たな類型を追加することとした。</p>
	<p>会議録</p> <p>(1) 匠瑳市個人情報保護条例の改正について</p> <p>匠瑳市個人情報保護条例及び匠瑳市情報公開条例の一部を改正する条例について、個人識別符号等の個人情報の定義、要配慮個人情報の定義の明確化等について改正の概要を事務局から説明を行った。</p> <p><主な質疑及び意見> なし</p> <p>(2) 匠瑳市個人情報保護審査会への諮問項目の類型について</p> <p>個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正に伴い、要配慮個人情報の定義が明確化されたことを受け、要配慮個人情報を収集することについて、その必要性や以下の諮問項目の類型化について説明を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集禁止の例外の類型（要配慮個人情報の収集に伴い、新たに類型を追加するもの。） ・目的外利用又は外部提供の類型（消防機関へ個人情報を提供することに関し、新しく類型を追加するもの。） <p><主な質疑及び意見></p> <p>委員A</p> <p>資料6 諮問項目の類型化について、新たに追加する目的外利用又は外部提供の例外の類型の部分で、ただし書の中に「本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る」とあるが、それは誰が判断するのか。</p> <p>事務局</p> <p>この類型については、消防機関へ高齢者世帯名簿の氏名、住所、年齢、性別の4情報を提供する場合を想定しているが、ただし書にある不当に侵害するおそれがない場合に限るとあるが、それを誰が判断するのかについては、基本的には実施機関である市が判断することになる。単に提供するのではなく、必要に応じて依頼側の消防機関に照会し、個人情報を収集する目的等を市として把握する必要はあると考え、情報提供には慎重に検討していきたい。また、このような判断を実施機関や総務課でできかねる場合は、この個人情報保護審査会へ議題として諮問することも想定される。</p>

委員B

独居高齢者防火診断実績について、今までは1年半ほどで匝瑳市内を1巡していたが、今後は3年間で1巡することとなった経緯がわかれば教えていただきたい。

事務局

今後平成30年度以降については、資料7-1にあるように年1回実施することだが、経緯については確認していない。

独居高齢者防火診断は一部事務組合が行うことになるが、それに対して要請、相談があり、今回議題として諮問させていただいたが、こちらに記載があるように極力個人情報の保護を前提として誤解の無いように取扱いをさせていただく。今後改めて消防機関から提供依頼があったときには、十分内部で精査をしていくが、状況に応じて審査会への審議をお願いすることも含めて慎重に対応していきたい。

その他

事務局から、今後の匝瑳市個人情報保護条例及び匝瑳市情報公開条例の一部を改正する条例の策定スケジュールについて、平成31年3月定例会へ上程し、議会の議決を経た後には、条例の公布の手続きを行い、平成31年4月1日から施行する予定である旨説明を行った。